

## 2003年度 政策制度要請 埼玉県回答

<p>回答評価 : 前進 : 一部前進 x : 前進せず      今後の方向性 A : 完了 B : 継続・再検討 C : 断念</p> <p>- A : 完結      - B : 前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。</p> <p>- B : 一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。      - C : 一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。</p> <p>x - B : 新たな視点と切り口から再検討が必要。      x - C : 現状では無理と判断。</p> <p>- A : 11項目      - B : 3項目      - B : 9項目      - C : 3項目      x - B : 3項目</p>
---

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><b>・雇用・労働政策</b></p> <p><b>1 . 県民への総合的な求人・求職情報提供システムである「彩の国仕事発見システム」の機能と利用度を高め、県民の雇用支援に一層資するために、携帯電話（iモード等）からもアクセスできるよう、システムの整備を行うこと。</b></p> <p>要請の根拠</p> <p>インターネットへの接続機能のある携帯電話が広く普及している現状を踏まえ、また、若年層の失業率が一段と高くなっていることから、携帯電話を利用し「仕事発見システム」に容易にアクセスできるようなシステムの整備が求められる。</p> <p>また、整備の際には求人企業へのアクセスだけでなく、各種就職面接会やセミナー等の案内、職業訓練情報など、学卒者、中高年、障害者、女性などのあらゆる層の県民に対応した情報提供も併せて推進する必要がある。</p> <p><b>2 . 個人と個人がキャリア支援を行う、ワンストップ型の新たな「埼玉県キャリア支援センター（仮称）」の設立を基本に、新しい時代に対応した県民の職業能力開発と就業支援施策を拡充するため、「キャリアカウンセラー500人養</b></p>	<p>&lt;労働商工部雇用対策課&gt;</p> <p>「彩の国仕事発見システム」については、平成12年6月に運用を開始して以来、これまでに延べ92万件を超えるアクセスをいただいております。このシステムについては、民間事業者などとも連携しながら、求人情報のみならず、各種の就職説明会やセミナーの開催情報、さらには、職業訓練の紹介など、仕事探しに役立つ情報の充実にも努めております。</p> <p>携帯電話によるアクセスについては、国の求人情報提供システムである「しごと情報ネット」を通じて、平成14年度から一部の求人情報を提供しているところですが、今後とも、求職者の支援を図るため、携帯電話による情報提供の拡充を図るとともに、求人に関する情報のより一層の充実に取り組んでまいります。</p> <p>&lt;労働商工部雇用対策課&gt;</p> <p>関係機関や学校などと密接に連携を図りながら若年者の就職活動を総合的に支援する「若年者就業サポートセンター（仮称）」の設置を進めてまいります。</p>	<p>- A</p> <p>既に予算措置もはかられており、携帯電話からのアクセスも可能となり機能強化されることから、完結とする。</p> <p>- A</p> <p>若年者就業サポートセンター（仮称）の設置が5月に予定されてお</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><b>成3ヵ年プラン（仮称）」を立上げ、次年度から養成事業を実施すること。</b>  <b>要請の根拠</b>            基本的な雇用創出施策としては、福祉関連・環境関連・情報通信関連など、今後、雇用創出に結びつく新産業分野における新規事業の創出という産業施策と同時に、雇用のミスマッチを解消し、求職者の雇用拡大の実効性をあげるために、勤労者のエンプロイアビリティ（就業能力）を高めるための総合的かつ一元的な支援システムの構築が不可欠である。            とりわけ、将来を担う若年層の潜在的な失業率が約14%に達し、7人に1人は実質的に失業という深刻な事態を踏まえ、学校（中学・高校・大学）と産業界、そして行政機関が連携した職業教育制度の確立が急務の課題となっている。            また、高校における進路指導の中で、職業に関する理解を深め、自己理解と職業観を育てるキャリア教育の重要性も一段と高まっており、個人のキャリア支援を行う人材として、キャリアカウンセラーの養成は喫緊の施策課題となっている。</p> <p><b>3. フリーター等若年者へのキャリアアップ支援を、より具体的かつより実効あるものにしていくため、以下の施策を講ずること。</b>  <b>(1) 「フリーターキャリア塾（仮称）」制度を設け、実際にフリーターとして働く若年者を対象に、2日ないし3日間の日程によるキャリアアップ支援セミナーを実施すること。但しその際、セミナー参加に協力してくれた事業所に対しては、協力費として一定額を助成すること。</b>  <b>(2) 若年者の雇用環境の大きな変化の中で、企業としてもアルバイトやパートタイマーで採用した若年者のキャリア形成支援が重要になっていることから、特に</b></p>	<p>事業内容は、次のとおりです。            1. 産業界、教育界、国、県、市町村、関係団体等を構成員とする運営協議会を設置し、密接に連携を図っていきます。            2. キャリアコーディネーターを配置し、一人ひとりに最も適した職業に就くための総合的なプログラムを作成・提示するほか、職業や能力開発、創業支援等に関する情報提供や具体的なアドバイス等を行います。            3. インターネット上に「若者オンライン就職相談」のコーナーを設け就職相談を受け付けるほか、「ジョブクラブ事業」など各種の就職支援事業を実施します。</p> <p>&lt;労働商工部職業能力開発課&gt;            平成15年度に職業能力開発センターにおいて、個人の主体的なキャリア形成を支援するため、「彩の国キャリア塾」を開設しました。その中で、キャリアコンサルタント養成講座を開講し、キャリアコンサルタントの養成を行っております。            また、平成16年度には、職業能力開発センターの短期課程の職業訓練としてキャリアコンサルタント養成科を新設し、キャリアコンサルタントの養成を行うこととしております。</p> <p>&lt;労働商工部雇用対策課&gt;            平成16年度設置を進めている若年者就業サポートセンター（仮称）の事業の一環として、研修先企業等への就職を支援する「ビジネスインターンシップ」や求職者がグループで行う自主的な求職活動を支援する「ジョブクラブ事業」などを実施し、若年求職者の就職を支援してまいります。            次の事業を、民間事業者への業務委託により実施します。            1. 企業での実務的な研修をするインターンシップを実施し、受入先企業等への就職を支援します。            2. 求職者同士による意見交換やロールプレイングなどのグループワークを通じて自主的な求職活動の支援を行うジョブクラブ事業を実施し、実践的な就職活動のスキルアップ</p>	<p>り、予算措置もあることから完結とする。            但し、「キャリアカウンセラー500人養成3ヵ年プラン（仮称）」については、サポートセンター協議会にて提言することとする。</p> <p>(1) - B            インターンシップや、ジョブクラブ事業の実施で一部前進がはかられたが、事業所に対する助成の関係が漏れたため - Bとする。</p> <p>(2) - B            夜間や休日の訓練日増などで、一部前進と受けとめるが、企業との連</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><b>非典型社員を多く雇用している事業所に対し、非典型社員を対象とした「能力開発プログラム」を提供するとともに、その啓発活動を実施すること。</b></p> <p>要請の根拠          正規雇用という採用形態が大幅に減少している一方、若年層のフリーターという就労形態が年々増大し、変化に対応した新たな若年者雇用のシステムづくりが必要になっている。</p> <p>現状でのフリーターの仕事内容の大半は、低賃金で特別に高い技能や専門性が問われないものである。これまでの正社員になってからキャリア支援を始めるということが、極めて困難な状況になっており、企業としてもアルバイトやパートタイマーで採用した人のキャリア形成について視野を持つことが求められており、非典型社員の能力を最大限に発揮してもらうための能力開発の仕組みづくりが重要である。</p> <p><b>4. 過労死や自殺者を未然に防止するために、早期発見を含めたメンタルヘルス対策として、以下の施策を講ずること。</b></p> <p>(1) 悩みを抱える個人や家族がいつでも気軽に相談できるよう、県内4ヶ所の労働商工センターに相談窓口を設けること。</p> <p>(2) ノイローゼやうつ病などを早期に発見するために、各企業事業所の管理監督者の知識を早急に高めるため、関係機関と連携して研修会等を実施すること。</p> <p>要請の根拠          警察庁の調査では、平成14年中の自殺者が32,143人で前年比3.5%増加した。年齢別では、働き盛りの30歳代～50歳代で17,210人を占めており、健康問題が3,682人38.6%、経済・生活問題が3,297人34.6%を占めている。</p> <p>5年間連続して自殺者30,000人以上を推移してい</p>	<p>プを図ります。</p> <p>3. 仕事探しをする若者と採用意欲の高い企業との出会いの場として、就職説明会を開催します。</p> <p>4. 面接技法や履歴書の書き方等、就職活動に資するミニセミナーを実施します。</p> <p>&lt;労働商工部職業能力開発課&gt;          高等技術専門学校においては、求職者及び在職者個人を対象として、職業に必要な技能、知識の習得や資格取得を目的とした職業訓練を実施しているところです。</p> <p>非典型社員の方々には技能向上訓練を活用していただき、キャリアアップに努めていただければと考えています。なお、技能向上訓練につきましては、主に在職者を対象とする訓練であることから、来年度には夜間や休日を使っての訓練日を増やし、キャリアアップの支援に努めていきます。</p> <p>&lt;労働商工部勤労者福祉課&gt;          1. 中央労働商工センターで実施しているメンタルヘルス相談の状況等を勘案のうえ、4労働商工センターで実施します。</p> <p>2. メンタルヘルス相談を実施する関係機関等と連携して、研修会等を実施してまいります。</p>	<p>携部分が不明確なため、          - Bとする。</p> <p>(1) - A          要請内容通り</p> <p>(2) - A          対象者は管理監督者を含むとの確認済みであり、要請内容通りの回答と受けとめる。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>ることからも、勤労者の過労死や自殺が大きな社会問題となっており、早急の対策が求められている。</p> <p>(1)メンタルヘルス対策と初期治療を目的とした公的機関(産業保健推進センター・地域産業保健センター)などが地域に設置されているが、事業主が対象である。</p> <p>また、健康保険組合等で行っている相談窓口には個人や家族から多く相談が寄せられており、潜在的に悩みを持った勤労者は多いが、現状の公的機関として個人や家族を対象とした相談窓口は、県内に中央労働商工センター1カ所のみであり、早急に窓口を増やす必要がある。</p> <p>(2)ノイローゼやうつ病などは早期発見が重要とされ、職場の管理監督者の病気に対する知識と対処方法の向上が求められる中、全ての事業場を対象とした管理監督者の育成支援を行う必要がある。</p> <p><b>・環境政策</b></p> <p><b>1.小規模ディーゼル機関(自家発設備)への排出規制を強化すること。</b></p> <p>要請の根拠</p> <p>埼玉県生活環境保全条例第63条第1項の規定において、小規模燃焼機関(小規模ディーゼル機関)における燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり50リットルから200リットル未満では、排出される窒素酸化物の濃度に係る基準は950ppmとなっている。</p> <p>東京都および周辺県(神奈川県、千葉県)と比較した場合、最も規制値が緩くなっている。その結果、小規模燃焼機関(小規模ディーゼル機関)の増加が東京都および周辺県に比べ異常に高くなっており、排出される窒素酸化物による大気汚染が進み、県民の健康への悪影響が懸念される。</p> <p>小規模燃焼機関(小規模ディーゼル機関)から排出される窒素酸化物の濃度基準を東京都および周辺県条例と同様に規制値の強化を図る必要がある。</p>	<p>&lt;環境防災部青空再生課&gt;</p> <p>要請のあった法律の規制がかかる小型の施設(50L/時以上)については、近県の規制に整合させる必要がありますので、工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針を改正する予定です。なお、本県では、法律の規制がかからない更に小さな施設(50L/時未満)が複数あって合算して50L/時以上となる場合には、生活環境保全条例に基づく指針により、規制・指導範囲を広く捉えて、脱法的行為にも対応しています。</p>	<p>- B</p> <p>改正内容を確認し、今後の対応を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><b>2. 産業廃棄物中間処理場の処理能力等に関する情報開示を行うこと。</b>  <b>要請の根拠</b>  資源循環型社会の実現を図るため、廃棄物の減量化と適正処理を目的とした産業廃棄物中間処理場への流入量が増加している。県民、事業者、市町村等との連携強化を図り、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処理を促進することが住民として安心して暮らすために重要となっている。</p> <p>一方、改正廃棄物処理法、建設リサイクル法、ダイオキシン類特別措置法等、産業廃棄物処理規則が厳しくなっており、元請責任となる排出者（県民、事業者）の責任も大きくなっている。</p> <p>現在、公開されている産業廃棄物中間処理場に関する情報内容（例：処理能力の品目がわからない、各中間処理場が契約している最終処分場が記入されていない）に限られているため、どの処分場が安心して任せられるのかが全く分からない状態となっており、安心、安全な処理を行なうために産業廃棄物中間処理場の情報開示の改善を図ることが求められている。</p>	<p>&lt; 環境防災部廃棄物指導課 &gt;  現在、県では、廃棄物指導課のホームページに産業廃棄物処理業者の名簿を掲載し、許可品目や処理施設の処理能力について掲載しております。また、許可の取消処分や事業停止、改善命令などの行政処分についても公開しているところです。</p> <p>県では、排出事業者が安心、安全な産業廃棄物処理を任せるための産業廃棄物中間処理業者の情報開示は重要であると考えており、ホームページの情報量を多くするなど、更に充実させてまいります。</p> <p>一方、産業廃棄物処理業者自らが進んで情報を公開することも重要であり、排出事業者が必要とする情報が処理業者自身から開示されることが望ましい姿であると考えております。このため、業者自身が自社の特徴や経営実態などを進んで公開するよう働きかけていきます。</p> <p>また、国におきましては、優良業者育成の観点から、排出事業者が優良業者を選択するための情報提供について、検討されているところです。</p> <p>県といたしましても、今後、現在のホームページの内容の充実を図るとともに、国とも連携を取りながら排出事業者が安心して任せられる優良業者を選択するための情報提供について検討してまいります。</p>	<p>- B  ホームページにおける情報開示の充実については、一部前進しているが、情報の内容や県民への周知活動について引き続き検証し、再要請を検討する。</p>
<p><b>3. 石綿（アスベスト）含有建材による健康被害を防止するため、以下の施策を講ずること。</b>  <b>(1) 石綿（アスベスト）含有建材の製造・使用を原則全面禁止するよう厚生労働省に要請すること。</b>  <b>(2) 解体現場を含め、元請企業に対して現場での石綿（アスベスト）対策の指導を図るため研修会を開催すること。</b>  <b>要請の根拠</b>  厚生労働省では、現在、青石綿及び茶石綿について、その製造、輸入、使用等を禁止しているが、白石綿については、発がん性はあるが青石綿、茶石綿と比較すると影響が</p>	<p>&lt; 労働商工部勤労者福祉課 &gt;  厚生労働省では、平成15年10月16日付けで、アスベストを使った建材などの製造、使用をほぼ全面禁止することを盛り込んだ「労働安全衛生法施行令の一部改正」を行いました。平成16年10月1日から適用されます。</p> <p>&lt; 県土整備部技術管理課 &gt;  本県発注の解体工事等における石綿対策といたしましては、関係法令を遵守することはもとより、「特記仕様書」を定め、アスベスト曝露対策に対処した適正な工事に努めているところでございます。</p>	<p>(1) - A  アスベスト含有建材などの製造、使用を全面禁止の法施行により、本要請は完了とする。</p> <p>(2) - B  元請企業に対する工事管理については、対策が進むと認められるが、指導方法について、状況</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>相対的に低いことから、国民の安全、社会経済にとって石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として使用等を禁止する方向で検討することとしている。</p> <p>「職業性石綿曝露と石綿関連疾患」(平成14年1月)の中で、わが国における業務上疾病の新規労災認定件数は、年間9千件程度で推移しており、いわゆる職業がんは年間70件程度で推移している。</p> <p>中でも、石綿による肺がんまたは中皮腫は、年間40から50件と職業がんの中で最も多くなっている。製造にあたる労働者及び製品を使用する建設労働者、解体現場における作業員への健康被害を防止するため、国への石綿・アスベスト含有建材の製造・使用を原則全面禁止要請するとともに、石綿・アスベスト曝露対策の指導を図ることが重要である。</p> <p><b>4. 赤坂沼及びその周辺の斜面林を「緑地保全地区」に指定して自然環境の保全を図ること。</b></p> <p>要請の根拠</p> <p>岩槻市「赤坂沼」には、「さいたまレッドデータブック」に掲載され絶滅が危惧されている動植物が数多く生息しており、ジョロウスゲやタヌキモ、ベニイトトンボ等ここでしか確認されていない大変貴重な生き物が生息している。</p> <p>国有地である赤坂沼は、地方分権一括法による譲与手続きを平成16年度に行い、岩槻市へ払い下げとなる。</p> <p>赤坂沼だけを保全しても自然環境の維持は困難であり、その周辺の斜面林を含めた全体を総合的に保全していくことが重要となっている。しかし、市の財政だけでは、斜面林を含めた全体を保全することが難しい状況にあり、県として赤坂沼及びその周辺の斜面林を「緑地保全地区」に指定して自然環境の保全を図ることが求められている。</p>	<p>元請企業に対する現場での石綿（アスベスト）対策の指導につきましては、工事現場ごとに適正な業者指導を行い、作業従事者の安全と健康を十分に配慮した作業環境を整えるよう、工事監理を行ってまいります。</p> <p>&lt;環境防災部みどり自然課&gt;</p> <p>赤坂沼については、市街地周辺のいわゆる身近な緑地空間として、また、自然生態的にも大変貴重な緑地空間と考えています。</p> <p>岩槻市においては、平成8年度に周辺オープンスペースを含め、(仮称)川合公園(10.5㊦)として整備すべく調査を実施したとかがっています。</p> <p>その後、市で策定した緑の基本計画においては、保全に関しての位置づけはされておりません。</p> <p>今後は、市の同地区に対する緑地保全の意向を確認しつつ、斜面林2.8㊦の保全について、市と調整を図ってまいります。</p>	<p>を確認した上で再要請を検討する。</p> <p>× - B</p> <p>岩槻市の回答を検証し、斜面林の保全を検討する。</p> <p>参考</p> <p>2003年度 地域協議会对市町村 政策・制度要請回答書 (P240)</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><b>5 . 環境保全活動の促進を図るため、環境アドバイザー制度の広報活動とともに、環境アドバイザーに環境大学修了者の活用を図ること。</b></p> <p>要請の根拠</p> <p>平成14年度の埼玉県環境アドバイザー制度による講演会、研修会、観察会の開催は33回となっているが、地域における環境アドバイザー制度の利用度は高いとはいえない現状にある。</p> <p>一方、埼玉県が平成9年度より開催している環境大学修了者の登録者数（環境ボランティア）は138人となり、地域における環境学習等の講師としての活用を進めているが、限られた活動となっている。今後、埼玉県における循環型社会の構築を目指すためには多くの県民に対して環境に対する意識を見直して関心を高め、環境保全活動を促進することが求められている。</p> <p>そのためには、地域における環境保全活動について、県民への環境アドバイザー制度の広報活動を図るとともに、環境アドバイザーに環境大学修了者（環境ボランティア）の活用を図り人材育成を進めることが必要である。</p>	<p>&lt; 環境防災部環境推進課 &gt;</p> <p>1 . 環境アドバイザー制度については、毎年度初めにパンフレットを市町村（環境関係課及び教育委員会）、県内全小・中学校、全県立高等学校、県庁内関係各課所など関係機関に配布し、PRしています。今年度は、新たに広報用チラシも作成し、県内の環境学習施設の窓口などを通じて、県民などに配布し、積極的にPRしました。</p> <p>また、「環境学習推進市町村連絡会議」、「環境学習指導者実践講座」のほか「こどもエコクラブサポーター・コーディネイター研修会」など制度を利用する主体へもPRしました。このため、今年度の派遣は、昨年度と比較して2割増となっています。</p> <p>今後も、これまでの広報に加えて、環境推進課ホームページでの情報提供を行い、一層の利用促進に努めます。</p> <p>2 . 平成15年度10月の「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の一部施行や県民の要望を踏まえ、平成16年度の新規委嘱にあたり、現在、委嘱している環境アドバイザーに加え、公募による募集を行い、より広い層から人材を求めるとしました。</p> <p>現在、資格審査など登録事務を進めているところですが、地域での豊富な環境保全活動の実践経験を有する「彩の国さいたま環境大学修了生」の方々からも積極的な応募を頂きました。</p> <p>このほか、小中学校の環境教育を支援する県の環境教育アシスタントとして32名の「彩の国さいたま環境大学修了生」が登録されています。</p> <p>また、「彩の国さいたま環境大学修了生」が市町村など地域の環境学習の場で活躍できるよう「彩の国環境大学修了生人材リスト」を作成し、市町村や公民館などに配布しています。</p> <p>今後とも、地域の環境学習の支援のため、地域の環境活動実践者である「彩の国環境大学修了生」の活用にも努めます。</p>	<p>- A</p> <p>彩の国さいたま環境大学修了生への活用について進められていると判断する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><b>・福祉・社会保障政策</b></p> <p><b>1．小児科医療の定着化を進め、県民が安心して子育てが出来る小児医療の充実を図るため、以下の施策を講ずること。</b></p> <p>(1) 小児救急医療支援事業の実施地区を県内の全地区を基本に設置すること。</p> <p>(2) 小児科医院および小児科専門医の拡充を図ること。</p> <p>(3) 国に対し小児科医院および小児科専門医の拡充を要請すること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>埼玉県内病院数(診療科目)の小児科数は、179か所(平成10年10月)から167か所(平成12年10月)と減少傾向となっている。</p> <p>この様な中で、緊急で医療を受けようとしても、大きな医療機関では、小児医療は掲げていても医師が不在となっており、通常の医療機関では時間外にて対応できない現状があり、多くの地域で深刻な問題となっている。</p> <p>加えて、埼玉県内の小児救急医療支援事業の実施地区7ヶ所(平成14年度)は、南西部地区に集中しており、全県的な小児救急医療の体制となっていない。</p> <p>小児医療の定着化を図り、県民が安心して子育てが出来る環境が求められている。</p> <p><b>2．PFI方式導入による新型ケアハウスの整備拡充を図ること。</b></p> <p>要請の根拠</p> <p>施設サービスの要望が高まる中、入所を希望する待機者が急増しているが、新たな介護施設の設立には莫大な資金が必要となる。</p> <p>このような状況にあって、ケアハウス(介護利用型軽費老人ホーム)は、特別養護老人ホームの代替機能を果たす入居施設として、需要が高まっており、政府も平成13年度、介護機能を内包する新型ケアハウスをPFI方式で整備する場合には、施設整備補助を行なう制度を導入した。</p>	<p>&lt;健康福祉部医療整備課&gt;</p> <p>(1) 小児救急医療支援事業については、地域保健医療計画で、平成18年度までに県内に16地区ある2次救急医療圏の全地区で実施する計画です。</p> <p>平成16年度は、13地区分の予算を計上しています。</p> <p>(2) 小児科医院及び小児科専門医の拡充については、直接対応することは難しいが、少しでもバックアップするため、救急医療の運営費や、施設・設備の補助を行っています。</p> <p>また、数は少ないのですが、全都道府県が出資して運営している自治医科大学の卒業医師で小児科を志望する者の活用も検討しています。</p> <p>(3) 国に対する要請については、全国会議などの機会を捉えて実施してまいります。</p> <p>&lt;健康福祉部長寿社会政策課&gt;</p> <p>ケアハウスの整備は、社会福祉法人を設立主体の主力として進めております。</p> <p>介護を要する者を対象とする基幹の施設としては、「終の住み家」としての機能を有する特別養護老人ホームを主力に考えており、その設置も原則は社会福祉法人であります。</p> <p>民間資金を利用して公共施設等の整備を進めるPFI方式による施設整備は現在のところは考えておりません。</p>	<p>(1) - A 積極的に小児緊急医療支援事業を進めていると判断する。</p> <p>(2) - C</p> <p>(3) - C 埼玉県独自では、小児科医院、専門医の拡充はできないことから、今後の対応を検討する。</p> <p>× - B 現状では、PFI方式による施設整備は難しいと判断する。しかし、新型ケアハウスの整備拡充が必要なことから、今後の要請について検討する。</p>



要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>県においてもPFI方式導入を積極的に活用し、県民に安心した介護サービスを提供する新型ケアハウスの整備拡充を図ることが望まれる。</p> <p><b>3. ケアマネジャー（介護支援専門員）の資質向上を図るため、現任ケアマネジャーを対象にしたレベルアップ研修会を開催すること。</b></p> <p>要請の根拠</p> <p>要介護認定を受けた者にとって、安心、安全に健康を維持、改善する介護サービスは重要なものとなっており、介護サービス（ケアプランの作成）を決定するケアマネジャー（介護支援専門員）の役割は重要である。</p> <p>また、国民健康保険団体連合会等に寄せられる苦情は、ホームヘルパーに次いでケアマネジャーに関するものが多くなっており、埼玉県が行なった「介護保険の利用実態等に関する調査」（平成14年3月）では、ケアマネジャー全体の資質向上が浮き彫りとなっている。</p> <p>要介護認定者が安心してケアプランが受けられる、良質のケアマネジメントのできるケアマネジャーの育成を図るため、実践的なレベルアップ研修が必要である。</p>	<p>&lt;健康福祉部介護保険課&gt;</p> <p>ケアマネジャーの養成・育成は、重要な課題であると考えております。ケアマネジャーについては、実務研修の受講試験に合格するところから研修が始まり、その後、現任の研修を実施し、能力の向上を図っております。</p> <p>また、能力向上については、実際の例に応じて問題を解決することが重要なため、介護マンパワーの養成・育成に実績のある埼玉県社会福祉協議会に相談窓口（週2回）を設置して、ケアマネジャーからの相談に応ずるとともに、ケアマネジャーのリーダー養成を行い、地域での伝達研修を実施しております。</p> <p>今後、地域でのケアマネジャーの活動を総合的に支援するため、市町村が設置する在宅介護支援センターの支援、強化に努めてまいります。</p>	<p>- B</p> <p>ケアマネジャーリーダー養成研修の内容を確認し、今後の要請について検討する。</p>
<p><b>4. 平成16年度の介護保険制度見直しに合わせて、旧措置入所者で施設サービスを受けている高齢者の新たな受け皿整備を国へ要請すること。</b></p> <p>要請の根拠</p> <p>現在、介護福祉施設等に入っている入所者で旧措置入所者（自立や要支援）と認定されている高齢者については、介護保険施行時、厚生労働省は介護保険制度施行後、5年間は猶予期間を置くことにしている。</p> <p>当初、埼玉県では5%、約400人の入所者がいると言われており、猶予期間が残り2年となる中で、大きな不安となっている。自立や要支援認定で入所している高齢者を把握するとともに、介護保険制度では施設サービスが受け</p>	<p>&lt;健康福祉部長寿社会政策課&gt;</p> <p>平成15年度においては、旧措置入所者で施設サービスを受けている高齢者は介護保険導入当初の約400人から10分の1以下になっています。</p> <p>受け皿としてはヘルパーなどを導入の上での在宅でのサービスの他、施設としては養護老人ホームやケアハウスが考えられます。</p> <p>市町村に対して適切な助言を行い、対象者に支障をきたすことのないようにしてまいります。</p> <p>なお、県の整備方針は、入所希望者が多数いる特別養護老人ホームを優先しています。定員の空きがある養護老人ホームやケアハウスについては、国への要望は考えておりません。</p>	<p>- C</p> <p>対象者への支援について、一部前進が認められるが、今後の支援状況を確認し、保険者である市への要請を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>られない旧措置入所者の新たな受け皿整備の必要が急務となっている。</p> <p>・教育政策</p> <p>1.「開かれた学校」づくりを推進するために以下の施策を講ずること。</p> <p>(1)個人・団体・企業等が地域の学校に参加・協力・支援できる「学校協力員(団体・企業)制度(仮称)」を創設すること。</p> <p>(2)保護者・地域が参加・協力して、自主的・主体的に教育内容や学校運営等を改善する「学校運営評価制度(仮称)」を創設すること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>(1)「開かれた学校」づくりを進めるためには、地域社会の協力なしには進めることはできない。個人・団体・企業等がそれぞれの地域の学校に参加・協力・支援できる内容を学校および教育委員会に登録してシステム化し、教育委員会・学校の要請に応じて学校の運営に参加・協力・支援する「学校協力員(団体・企業)制度(仮称)」を創設することが必要である。</p> <p>(2)学校は保護者・地域と協力して、自主的・主体的に教育内容や学校運営等を改善するため、教育目標や教育計画等を年度当初に、保護者、児童・生徒、地域住民に説明するべきである。また、学校はその進捗状況を、随時、保護者と地域住民に報告するとともに、年度末に教職員も加え、児童・生徒の意見も反映させた上で「学校運営評価」を行い、評価結果とそれらを踏まえた今後の取り組み方向等を、保護者、児童・生徒、地域住民に公表する必要がある。但し、「学校運営評価」は学校の優劣を示すものにならないよう配慮すること。</p>	<p>&lt;教育局指導部高校教育課&gt;</p> <p>県では、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進していく観点から、「学校評議員制度」を導入しております。学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることとなっております。さらに、要請書の趣旨を活かしたシステムとして、「学校自己評価システム」というのがあります。このシステムは学校としての存在意義及び課題を明確にし、「学校年間教育計画の策定」「教育活動の実践」「教育活動の評価」「評価結果に基づく改善・更新」というマネジメントサイクルによって自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することにより、学校の教育力の向上を図るとともに、説明責任を果たすシステムであります。このシステムには、地域代表や有識者が入った学校評価懇話会が設置され、学校の教育活動の意見交換や評価を行うこととなっております。</p> <p>また、「学校協力員(団体・企業)制度(仮称)」を創設することに関しては、今年度、地域における民間教育力を活用し、学校と地域の連携を図るため、「県立学校支援ボランティアバンク」を設置する予定です。その主な活動内容は、「総合的な学習の時間」や各教科における学習の支援、学級活動、ホームルーム活動及び学校行事における支援などを考えています。以上、学校評議員、学校評価懇話会及び県立学校支援ボランティアバンクなどを設置したりすることにより、要請書の「学校協力員制度」の趣旨は活かされるものと考えております。</p> <p>&lt;教育局指導部高校教育課&gt;</p> <p>県では、「学校自己評価システム」を平成15年度から2年間、県立学校8校を学校自己評価の研究推進校に指定し、達成状況の自己評価とその活用方法などの研究を行っております。今後は、研究推進校の実践を踏まえ、平成17年度を目途に、全県立学校で学校自己評価システムを実施してまいります。こ</p>	<p>(1) - A</p> <p>(2) - A</p> <p>概ね、要請の内容は反映されているものと判断する。なお、「学校自己評価システム」「県立学校支援ボランティアバンク」について、今後の推進状況の確認が必要。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>2. 子どもの成長段階にあわせ、小学校・中学校・高等学校教育において、ものづくりなどの実体験を通じ、系統的に勤労観・職業観を育む教育やキャリア教育を進めるとともに、就職指導を含む進路指導体制の強化をはかるため「進路指導アドバイザー」の公立高等学校1校1名配置を実施すること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>現在の厳しい雇用情勢やフリーター現象を考えると、今後、子どもたちに勤労観・職業観を育むための教育が必要となってくる。</p> <p>(1) 子どもの成長段階に応じた労働体験やものづくり教育の履修時間の拡大と内容の充実をはかるとともに、労働法などのワークルール等を学び、職業能力や進路選択力を高めることを重視する必要がある。</p> <p>特に高等学校では、教職員に対する研修の実施、産業界、労働界との連携強化など、就職指導を含む進路指導体制の強化が必要である。</p> <p>(2) 性別にとらわれない職業観の育成や性別役割分担の固定観念で個人の選択肢が狭められないよう男女共同参画社会推進のための教育もあわせて行う必要がある。</p> <p>(3) 企業や商店、各種団体は学校と協力して「職場見学・体験の日」を設定するなど、保護者や大人が働く姿を子どもに見せ、就業体験や体験学習、労働セミナー等の場を学校教育において実施することが必要である。</p> <p>また、本年4月に深谷市インターンシップ推進協議会が発足し、市内在住、在学の高校2年生を対象に2週間の就業体験を行う事業が推進されている。このような事業は就職後における実効ある人材育成につながるとともに、就職のミスマッチなどによる中途離職</p>	<p>のシステムを推進することにより、要請書の趣旨は活かされるものと考えております。</p> <p>&lt;教育局指導部指導課&gt;</p> <p>現在、各学校における児童生徒に対する職業観・勤労観を育む教育やキャリア教育につきましては、総合的な学習の時間や特別活動・道徳などの時間において、担任などから計画的、組織的、継続的に指導を行っております。</p> <p>また、県立高校では今年度からは、これまでは各学校で職場体験を行っていたものを、「インターンシップ推進事業」として位置付け、県立高校27校を推進校として指定し、一週間程度の職場体験を通して、働くことの厳しさや喜びを実感させ、望ましい職業観・勤労観の育成を図ることとしております。</p> <p>さらに、就職指導を含む進路指導体制の強化をはかるため「彩の国就職指導員配置事業」を実施しております。この事業は、就職者の多い学校を中心に、県立高校全日制75校に就職指導員を配置し、学校の就職指導を支援するものです。この事業は、学校の実情に応じ、学校の年間進路指導計画に基づいて、生徒に対する面接指導やガイダンス、求人開拓、進路講演会、校内研修会等、各学校が必要とする内容について実施されています。</p> <p>また、埼玉県地域労使就職支援機構や埼玉労働局などと連携して、教員向けの就職指導セミナーなどを開催し、就職指導を含む進路指導体制の充実を図っております。</p> <p>ご要望の「進路指導アドバイザー」につきましては、各学校の進路指導主事とその役割を果たしているものと認識しておりますので、現在の進路指導をより一層充実させてまいりたいと考えます。</p>	<p>- B</p> <p>「インターンシップ推進事業」については、前進がはかれたものの、産業界、労働界との連携は更に強化するべきである。また、「進路指導アドバイザー」の必要性について、引き続き訴えていきたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>者の抑制、さらには地元企業の活性化が期待できるものである。</p> <p><b>3 . 子どもの学ぶ意欲を引き出すために、少人数学級・少人数指導およびチーム・ティーチング、小学校における教科担任制の導入を進めること。</b>  <b>また、推進にあたっては、教員数を増やすなどの体制強化を行い、教員への負担軽減をはかること。</b>  <b>要請の根拠</b>  すべての子どもに基礎学力を身につけさせることを重視し、ともに学ぶ視点を大切にしながら「つまづき」を克服し、子どもの理解度に合わせて授業を進める必要がある。  3月20日に報告された、「平成14年度志木市立小学校低学年25人程度学級編制実施～その実態及び実感調査結果～」によると、少人数学級による学習面、生活面のメリットが多く報告されており、このことから特に小学校低学年については、優先的に少人数学級の導入を進める必要がある。  また、小学校の高学年以降を対象に、子どもの学ぶ意欲や自主的な選択を尊重した、少人数指導およびチーム・ティーチング、教科担任制の導入の推進が必要である。  推進にあたっては、教員数を増やすなどの体制強化を行い、教員への負担を軽減する必要がある。</p> <p><b>4 . 「さわやか相談員」の公立中学校全校配置並びに「さわやか相談員」を正規職員として採用すること。</b>  <b>要請の根拠</b>  平成13年度の埼玉県における不登校児童・生徒数は、小学校1,628人で前年度比80人増(増加率5.2%)、中学校6,249人で前年度比355人増(増加率6.0%)となっている。全国平均の増加率は、小学校0.5%、中学校3.9%であり、埼玉県の不登校増加率は全国平均を</p>	<p>&lt;教育局生涯学習部市町村教育課&gt;  平成14年度から、児童生徒の学校生活のスタートを円滑に進めることを目的に、小学校1・2年生及び中学校1年生を対象に、少人数学級を実施しております。  現在の水準を超えて、全県一律に少人数学級を更に進めることにつきましては、新たに県単独負担による多数の教員の増員が必要となりますことから、現在の極めて厳しい財政状況におきましては困難であります。  しかしながら、国においては、新たに、第7次教職員定数改善計画に基づく少人数指導加配を少人数学級に活用できるよう、運用の改善を図っております。  県では、来年度、この運用改善を踏まえ、小学校第1学年を中心に、少人数学級編制基準の拡大を図る予定であります。  なお、少人数指導・チームティーチングなどにつきましては、その推進を図るため、国の「第7次教職員定数改善計画」の趣旨に基づき、積極的に定数改善を進めております。  今後とも、子どもたちの基礎学力の向上と個に応じたきめ細かな指導の充実を目指し、適切な教職員配置に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>&lt;教育局指導部生徒指導課&gt;  学校や地域の実態に応じた教育相談体制の充実を図るため、市町村の裁量の拡大による「さわやか相談員」の活動の充実や「スクールカウンセラー」の配置に加え、本年度新たに「不登校児童生徒支援員」を配置したところです。  「さわやか相談員」の全校配置は困難でございます。  「さわやか相談員」を正規職員として採用することについてでございますが、さわやか相談員は、本来教員が行う教育活動</p>	<p>- B  厳しい財政状況は十分に理解するものの、県としての積極的な取り組みが必要と考える。また、教職員への負担を考えると推進体制の強化は必要不可欠と考える。</p> <p>- B  教育相談体制の充実については、一定の評価ができるものの、「さわやか相談員」が果たしている役割について、認識の違いがある。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>大きく上回っている。</p> <p>このような状況をふまえ、県として新たな施策を進めているところであるが、日常的な相談活動を担当するさわやか相談員は、厳しい財政状況から削減されている。</p> <p>元さわやか相談員の体験談によると、相談室を訪れる生徒にとって相談室は、安心してゆったりできる場所、自分のことを受け止めてくれる人（さわやか相談員）がいる場所、訴えを真剣に聞いてくれる人（さわやか相談員）がいる場所、プライバシーが守られる場所であり、心の居場所である。</p> <p>生徒のありのままの姿を受け止めながら、根気よく、生徒の自立心、自己解決力を育て、生き抜く力を身につけさせるためには、さわやか相談員の役割は大きく、公立中学校全校に改めて配置する必要がある。また、子どもたちの心の相談相手として資質の向上をはかるためにも、さわやか相談員を正規職員として採用し、専門職化をはかる必要がある。</p> <p><b>・男女平等・人権政策</b></p> <p><b>1. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）を確立するため以下の施策を講ずること。</b></p> <p>（1）リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する県民の理解度を高めるため、実効あるPR活動ならびに研修会・シンポジウム等を実施すること。</p> <p>（2）リプロダクティブ・ヘルス/ライツを確立するため、庁内関係部局ならびに県民で構成する推進委員会を設置し、年度ごとの推進計画を定め、取り組むとともに進捗状況を県民に報告すること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>（1）リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、「埼玉県男女共同参画推進条例」の基本理念ならびに、「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の基本目標にも定めら</p>	<p>を補完するものとして導入した経緯がございます。</p> <p>また、「さわやか相談員」は県の非常勤講師としての身分を有するものであり、任期は1年以内の期間と定められておりません。</p> <p>&lt;総務部男女共同参画課&gt;</p> <p>埼玉県男女共同参画推進条例では、「性と生殖に関する健康と権利」について「男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行わなければならない。」と規定しています。具体的には、母子保健対策や思春期から高齢期まで生涯にわたる健康保持対策、また、性感染症などの健康を脅かす問題への対策などの施策を総合的に推進することを内容としています。平成14年2月に策定した「男女共同参画推進プラン2010」の中では、基本目標として、「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重」と掲げています。</p> <p>（1）With You さいたま（埼玉県男女共同参画推進センター）において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する次の講座を開催しています。</p> <p>（平成15年度）</p>	<p>（1） - B</p> <p>講座が開催され本年度も計画があることから、一部前進はみられるが、県民に対するPR活動が漏れているため - Bとする。</p> <p>（2）× - B</p> <p>各課が取り組んでいることは理解できるが、リプロダクティブ・ヘルス/ライツは広範囲な取り組みとなることから</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>れているが、県が実施した「平成12年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、県民の認知度は16.3%と極めて低いことが明らかとなっており、県民への正しい知識の浸透・定着を図るため、PR活動や研修会・シンポジウムなどを実施することが必要である。</p> <p>(2) 女性も男性も、安全で満足のいく性生活を送り、子どもを産むか産まないかなどについての自由を有し、そのために必要な健康についてのサービスや情報を受けることを生涯にわたり権利として尊重されることは、男女共同参画の大前提である。これらに関連して、思春期における性教育などの保健対策や成人期・高齢期における健康保持増進、エイズ・性感染症対策や薬物乱用対策など、広範囲の取り組みとなることから、総合的な対策を推進することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会と埼玉県の課題Part 「性と健康と考える」～リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から～</li> <li>・こころとからだをリフレッシュする講座</li> <li>・中年期から考える女と老い</li> <li>・男女共同参画フォーラムinさいたま 特別講座「女性のための こころとからだの自立講座」</li> </ul> <p>(2) 「男女共同参画推進プラン2010」を実効性あるものとするため、県施策について男女共同参画を推進する視点からの配慮の度合いを評価する「男女共同参画配慮度評価」を導入しています。その結果は、年次報告として県民に広く公表しています。</p> <p>&lt;健康福祉部医療整備課&gt; リプロダクティブ・ヘルス領域は、エイズ等感染症対策の重要な分野として取り組んでいます。 具体的には、平成15年度から「性感染症予防対策推進者養成研修」として、主に産婦人科等に勤務する看護職を対象にHIV・性感染症に関する情報の提供、また、具体的なケアや予防介入の技能向上に関する研修を実施しており、平成16年度においては、多くの看護職が参加できるよう研修内容を一層充実させ、予防対策の推進を図ります。</p> <p>&lt;健康福祉部薬務課&gt; 薬物乱用対策の推進</p> <p>1. 薬物乱用防止対策推進埼玉県本部 薬物乱用対策は、警察本部や教育局など関係機関・団体がそれぞれ取り組みを実施しています。それらの機関・団体の連携・調整を図り、県全体として効果的な対策を実施する目的で、知事を本部長とし、関係機関・団体からなる『薬物乱用防止対策推進埼玉県本部』を設置しています。</p> <p>2. 監視・指導 麻薬や覚せい剤等を取り扱っている医療機関や研究所等に対し、定期的に監視指導を実施しています。</p>	<p>ら、庁内の横断的取り組みが重要であり、今後の要請を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
	<p>3. 啓発活動等</p> <p>(1) 啓発活動の中心となるのが、「薬物乱用防止指導員」制度で、知事が委嘱した医師、薬剤師、保護司など400名が地域・職域での啓発や学校での薬物乱用防止講習会の講師等の活動を実施しています。</p> <p>(2) 県内20ヶ所の保健所に薬物相談窓口（ホワイト・カウンセリング）を設置し、医師、薬剤師、精神保健相談員等が薬物依存者やその家族等からの相談に応じています。</p> <p>(3) 啓発用ビデオテープ、16mmフィルム、PCソフトなどの貸出しを行っています。</p> <p>&lt;教育局指導部人権教育課&gt;</p> <p>平成10年度より、教育行政重点施策として「男女平等観に立った学校教育推進事業」を実施するとともに、学校教育の充実を期して、毎年作成している「指導の重点・努力点」に、平成10年度から、「男女平等教育」の指導指針を示しております。</p> <p>「男女平等教育」の推進に当たっては、男女平等の視点から、幼児児童生徒の発達段階に応じて、一人一人を大切にした教育の充実を図るよう指導しております。</p> <p>&lt;教育局生涯学習部健康教育課&gt;</p> <p>学校における性教育は、人間尊重の精神を基盤として、児童生徒の発達段階に応じて、性に関する科学的認識を理解させるとともに、児童生徒が健全な異性感を持ち、これに基づいた望ましい行動がとれるようにすることを目標とし、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間を通じて指導するようにしています。</p> <p>さらに、加須市において、文部科学省エイズ教育（性教育）推進地域指定の委嘱を受け、学校・家庭・地域社会が連携した望ましいエイズ教育（性教育）の研究推進を図っています。</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>2. 男女共同参画社会に関する広報・啓発活動の充実をはかるため、「男女共同参画アドバイザー」の計画的養成と積極的な活用をはかること。また、男女共同参画社会の施策推進には、専門性が求められることから、現在のアドバイザー養成講座に加え、スキルアップをめざす「専門講座」を設けること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>男女共同参画社会の実現をめざすためには、より多くの県民や事業者に対する広報・啓発活動が重要である。現在、その一翼を担っている「男女共同参画アドバイザー登録制度」は、発足から日も浅く、十分な体制とは言えない。</p> <p>また、アドバイザー登録制度の内容周知が県民や事業者に行き渡っていない状況にもあり、今後の計画的な養成と積極的な活用が求められている。</p> <p>一方、男女共同参画推進条例の施策展開にあたっては、分野が広範多岐にわたるため、専門性が求められる場面も多く、アドバイザーのスキルアップが必要である。</p>	<p>&lt;教育局生涯学習部生涯学習課&gt;</p> <p>「男女共同参画アドバイザー」については、平成14年度から登録制度を開始し、平成15年3月31日現在で34人の登録者がいます。「男女共同参画アドバイザー」は、平成7年度より県が実施している男女共同参画アドバイザー養成講座修了者の方のうち、平成13年度以降の修了者の方で、自主的に登録してくださった方です。</p> <p>「男女共同参画アドバイザー」の登録者については、名簿を市町村等に配布し周知するとともに、指導者として活用いただいております。今後も、男女共同参画アドバイザー養成講座を実施し、「男女共同参画アドバイザー」を養成するとともに、養成講座の一講座を公開講座とし、アドバイザー登録者の方にも参加いただきスキルアップを図っていただきます</p>	<p>- B</p> <p>「男女共同参画アドバイザー」の登録および名簿の配布は、積極的な活用が期待でき一部前進と考える。</p> <p>今後、男女共同参画を推進するためには、専門性が求められることから「専門講座」の要請を検討する。</p>
<p>3. ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止及び被害者の保護に向け以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 被害者が安心して相談できる相談窓口を増設するとともに、相談機関・相談内容について、各種メディアを活用した積極的な広報活動を行うこと。</p> <p>(2) DV防止策として、人権やDV防止に関する若者向けの啓発プログラムを作成するとともに、学校教育(中学校・高等学校)における積極的な活用をはかること。</p> <p>(3) DV被害者への支援策としてシェルターの拡充をはかること。</p> <p>要請の根拠</p> <p>(1) 内閣府男女共同参画局が、平成14年10月から11月に実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」によると、平成13年4月に成立した「配偶者からの</p>	<p>&lt;総務部男女共同参画課&gt;</p> <p>(1) DV相談については、平成14年4月に開設した「婦人相談センターDV相談室」、「With Youさいたま」のほか、県内10か所の福祉保健総合センター、母子福祉センターで相談を実施しています。また、県・市町村など相談窓口担当者に対する研修を実施し、相談機能の強化を図っています。</p> <p>また、広報活動については、DV防止の普及啓発のために、相談窓口紹介カードやリーフレットを作成し、市町村や医療機関など関係機関を通じて配布するほか、講座、イベントなどにおいても、周知を図っていますが、今後ともあらゆる機会を活用して普及啓発を図ってまいります。</p> <p>(2) DVを防止するためには、学校教育の場でDVに対する理解と認識を深めていただくことが大変重要であるため、中学生・高校生向けのDV防止啓発資料を作成し、県内の</p>	<p>(1) - B</p> <p>婦人相談センター等での機能強化が図られ、前進はしているものの、DVの相談件数は年々増えている中で、公的機関への相談は1割強に留まっていることから、各種メディアを活用した広報活動も必要である。</p> <p>(2) - A</p> <p>中学生、高校生向けのDV防止啓発、及び教職</p>



要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」について、「法律の成立も、その内容も知っている」と回答した人は、2割弱となっている。また、「配偶者からの暴力についての相談窓口として知っているものは」の設問では、男女とも配偶者暴力防止法の「成立も内容も知っている人（全体の2割弱）」で「警察」と答えた人は、ほぼ8割にのぼるが、「女性のための総合的な施設」と答えた人は、女性で5割弱、男性では4割に満たない結果となっており、女性センターや男女共同参画センターなどの「女性のための総合的な施設」に対する認知度は、極めて低いことが浮き彫りとなっている。</p> <p>(2) DVは、男性のさまざまな力（腕力や経済力、社会的地位など）を背景に、女性を所有物視し、支配し、服従させるために暴力をふるう男性優位の考え方があることからおきている。また、DVは夫婦間のことと考えられがちだが、高校生や大学生の間でも静かな広がりを見せており、若者に対する啓発が必要に迫られている。</p> <p>(3) DVなどから逃れてきた女性の一時避難所としてシェルターが利用されている。埼玉県では一時保護ができるシェルターは、公的施設である婦人相談センターと民間のシェルター1カ所だけである。</p> <p>平成13年2月に県がまとめた「平成12年度男女共同参画に関する意識・実態調査」では、被害女性のための相談窓口や避難できる施設の整備を望む声が多くあげられており、また、相談件数の増加やその内容から考えるとシェルターの拡充が必要である。</p>	<p>中学3年、高校1年の生徒を対象に配布しました。</p> <p>また、この啓発資料をDV防止教育に役立てていただくため、教職員を対象にした研修会を開催しました。</p> <p>(3) 一時保護を求める人の増加に対応するため、シェルターとして民間住宅を借り上げたほか、県内外の民間シェルター等6か所と一時保護の委託契約を行っています。さらに、婦人相談所の広域相互利用を進めることにより、一時保護先の確保を行っています。</p> <p>今後、さらに、一時保護委託を活用し、保護の充実を図ってまいります。</p> <p>なお、民間シェルターに対して、経費の一部を助成しています。</p>	<p>員の研修会が実施されるとともに、本年度も啓発や研修会が計画されていることから完結とする。</p> <p>(3) - A</p> <p>一時保護を行うための民間住宅の借り上げや、一時保護委託事業の拡充が図られていることから完結とする。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性